



ウイルス性肝炎対策に関するご協力のお願い

- ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症と言われており、これに対する対策を総合的に推進するため、平成22年1月、肝炎対策基本法が施行され、同法に基づき、中長期的な肝炎対策の方向性等を定める、肝炎対策基本方針を本年5月16日に告示、公表しました。
- ウイルス性肝炎につきましては、肝炎ウイルスに感染しているものの、感染の自覚のない者が多数存在すると推定されること、感染経路等や治療に対する国民の理解が十分でないこと、一部において、肝炎の患者・感染者に対する不当な差別が存在すること等の問題が指摘されています。
- 日頃、仕事に従事している労働者の皆さんの中にも、多数の感染に対する自覚のない方や、感染に気づいていても、早期の治療をためらう方がいらっしゃると思われ、肝炎の患者・感染者が早期に感染を自覚し、早期に治療を受けやすい環境を作るためには、事業者の方々の御理解、御協力が不可欠です。



肝炎ウイルス検査等について

労働者に対して肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知するとともに、早めに検査を受診するよう呼びかけてください。

○検査を受診する機会は、以下のようなものがあります。

- ・お住まいの市町村での地域検診
- ・お住まいの都道府県等の保健所での検診等

※B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査については、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。(裏面参照)

○上記について、労働者へ周知するとともに、労働者が検査を希望した場合には、受診できるよう休暇を付与する等の就業上のご配慮をお願いします。

○職場での定期検診の際に、必要に応じて、肝炎ウイルス検査を受診する機会を設けるよう、ご協力をお願いします。

○職場での検査実施に当たっては、検査受診の有無や結果などについて、本人の同意なく他の者が知ることのないよう、その取扱いについてプライバシー保護への十分な配慮をお願いします。

○肝炎治療のための入院・通院や副作用等で就労できない労働者に対して、休暇の付与等、特段のご配慮をお願いします。



正しい知識の普及を

肝炎の患者・感染者について、差別してはいけません。

肝炎は感染症ではありますが、肝炎ウイルスが職場*で感染することは、まずあり得ません。

職場の皆さまにこれを理解していただき、患者・感染者の方々が差別を受けることのないよう、ご協力をお願いします。

※他人の血液に触れることの多い、医療機関等の職場を除きます。

【採用選考時の健康診断について】

採用選考時において、肝炎ウイルス検査(血液検査)を含む合理的必要性のない「健康診断」を実施することは、結果として就職差別につながるおそれがあります。したがって、採用選考時における「健康診断」は、その必要性を慎重に検討し、それが応募者の適性と能力を判断する上で合理的かつ客観的に必要である場合を除いて実施しないようお願いいたします。真に必要な場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性について、あらかじめ十分な説明を行ったうえで実施することが求められます。





■ 肝臓は体の中で一番大きく、とても重要な臓器です。

肝臓では、2500億個の細胞が、日々血液の解毒や、栄養分の貯蔵などを行い、体を健康に保っています。

■ そんな肝臓のニックネームは、「沈黙の臓器」。

例えば肝炎になっても、肝臓はなかなかSOSを出しません。本人が「体がだるい」と気付くころには、その肝臓はかなりの重症になってしまっています。場合によっては、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病気に進んでしまっていることも…。

■ だからこそ、早期発見、早期治療。

感染が分かったときは、適切な治療や定期的な検診によって、病気の進行を予防することができます。ですから、まずは、肝炎の原因である「肝炎ウイルス」がないか、検査することが重要なのです。



感染拡大予防のために

○肝炎ウイルスは、常識的な注意事項を守っていれば、日常生活で感染することは、まずあり得ません。くしゃみ、せき、抱擁、食べ物、飲み物、食器やコップの共用などでは感染しません。

<主な注意事項>

- ・歯ブラシ、カミソリ、ピアスなど血液がつく可能性のあるものを他人と共用しない。
- ・血液や分泌物の付着したものは、むき出しにならないようにしっかり包んで捨てるか、流水でよく洗い流す。
- ・外傷、皮膚炎、鼻血、月経血などとはできるだけ自分で手当とする。
- ・他人の血液が入る可能性のある入れ墨はしない。



肝炎ウイルス検査についてのお問い合わせ先

【大阪府ホームページより】

| 市町村名 | 担当窓口 | 連絡先 | 市町村名 | 担当窓口 | 連絡先 | |
|------------|------------------|--------------|--------------|------------------------|--------------|--------------|
| 大阪市 | 北区保健福祉センター支援運営課 | 06-6313-9882 | 池田市 | 保健福祉部健康増進課 | 072-754-6034 | |
| | 都島区保健福祉センター支援運営課 | 06-6882-9882 | 豊能町 | 保健センター | 072-738-3813 | |
| | 福島区保健福祉センター支援運営課 | 06-6464-9882 | 能勢町 | 保健福祉センター(保健福祉課) | 072-731-2150 | |
| | 此花区保健福祉センター支援運営課 | 06-6466-9882 | 箕面市 | 総合保健福祉センター(健康福祉部健康増進課) | 072-727-9507 | |
| | 中央区保健福祉センター支援運営課 | 06-6267-9882 | 豊中市 | 健康づくり推進課 | 06-6858-2291 | |
| | 西区保健福祉センター支援運営課 | 06-6532-9882 | 吹田市 | 吹田市立保健センター | 06-6339-1212 | |
| | 港区保健福祉センター支援運営課 | 06-6576-9882 | 茨木市 | 保健医療センター | 072-625-6685 | |
| | 大正区保健福祉センター支援運営課 | 06-4394-9882 | 摂津市 | 健康推進課 | 06-6383-1111 | |
| | 天王寺区保健福祉センター支援運営 | 06-6774-9882 | 島本町 | 健康福祉事業室 | 075-961-1122 | |
| | 浪速区保健福祉センター支援運営課 | 06-6647-9882 | 枚方市 | 保健センター | 072-840-7221 | |
| | 西淀川区保健福祉センター支援運営 | 06-6478-9882 | 寝屋川市 | 寝屋川市立保健福祉センター(健康増進課) | 072-824-1181 | |
| | 淀川区保健福祉センター支援運営課 | 06-6308-9882 | 守口市 | 守口市民保健センター | 06-6992-2217 | |
| | 東淀川区保健福祉センター支援運営 | 06-4809-9882 | 門真市 | 保健福祉センター(健康増進課) | 06-6904-6500 | |
| | 東成区保健福祉センター支援運営課 | 06-6977-9882 | 四條畷市 | 保健センター | 072-877-1231 | |
| | 生野区保健福祉センター支援運営課 | 06-6715-9882 | 交野市 | 健康増進課 | 072-893-6405 | |
| | 旭区保健福祉センター支援運営課 | 06-6957-9882 | 大東市 | 保健医療福祉センター(健康増進課) | 072-875-2661 | |
| | 城東区保健福祉センター支援運営課 | 06-6930-9882 | 八尾市 | 保健センター | 072-993-8600 | |
| | 鶴見区保健福祉センター支援運営課 | 06-6915-9882 | 柏原市 | 保健センター | 072-973-5516 | |
| | 阿倍野区保健福祉センター支援運営 | 06-6622-9882 | 羽曳野市 | 保健センター | 072-956-1000 | |
| | 住之江区保健福祉センター支援運営 | 06-6682-9882 | 藤井寺市 | 健康課 | 072-939-1112 | |
| | 住吉区保健福祉センター支援運営課 | 06-6694-9882 | 松原市 | 地域保健課 | 072-337-3126 | |
| | 東住吉区保健福祉センター支援運営 | 06-4399-9882 | 富田林市 | 富田林市立保健センター | 0721-28-5520 | |
| | 平野区保健福祉センター支援運営課 | 06-4302-9882 | 太子町 | 太子町立保健センター | 0721-98-5520 | |
| | 西成区保健福祉センター支援運営課 | 06-6659-9882 | 河南町 | 保健福祉センター(健康管理課) | 0721-93-2500 | |
| | 堺市 | 堺保健センター | 072-238-0123 | 千早赤阪村 | 千早赤阪村立保健センター | 0721-72-0069 |
| | | 東保健センター | 072-287-8120 | 大阪狭山市 | 保健センター | 072-367-1300 |
| 中保健センター | | 072-270-8100 | 河内長野市 | 河内長野市立保健センター(健康推進課) | 0721-55-0301 | |
| 西保健センター | | 072-271-2012 | 和泉市 | 保健センター | 0725-47-1551 | |
| 北保健センター | | 072-258-6600 | 泉大津市 | 泉大津市立保健センター | 0725-33-8181 | |
| 南保健センター | | 072-293-1222 | 忠岡町 | 保健センター | 0725-22-1122 | |
| ちぬが丘保健センター | | 072-241-6484 | 高石市 | 総合保健センター | 072-267-1160 | |
| 美原保健センター | | 072-362-8681 | 岸和田市 | 岸和田市保健センター | 072-423-8811 | |
| 高槻市 | 健康づくり推進課 | 072-674-8800 | 貝塚市 | 貝塚市立保健センター(健康推進課) | 072-433-7000 | |
| | 東大阪市 | 東保健センター | 072-982-2603 | 泉佐野市 | 泉佐野市保健センター | 072-463-6001 |
| 中保健センター | | 072-965-6411 | 熊取町 | 健康福祉部健康課 | 072-452-1001 | |
| 西保健センター | | 06-6788-0085 | 田尻町 | 健康課 | 072-466-8811 | |
| | | | 泉南市 | 泉南市立保健センター(健康福祉部保健推進課) | 072-482-7615 | |
| | | | 阪南市 | 阪南市立保健センター | 072-472-2800 | |
| | | | 岬町 | 岬町立保健センター | 072-492-2424 | |

※肝炎についてくわしくは厚生労働省ホームページの「肝炎総合対策」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/index.html>

【厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>健康>施策情報>肝炎対策】